

第8章 農事講習会と農事改良団体
—愛媛県を事例として—

前章では、「東北型」農業地帯に属する山形県西田川郡の農事改良団体である興農会の組織化の過程と会員の教育と学習の実態を明らかにした。本章では、「西南型」農業地帯に属する愛媛県下の農事改良団体の組織化の実態を検討し、「西田川郡興農会」の組織化との違いについて考察する。次に温泉郡余土村を事例として、有力な農業指導者層が存在していた村では、どのような農事改良団体が形成されたかを考察する。

第1節 農事改良団体の組織化

愛媛県農会報で確認できる最初の農事講習会は、明治32（1899）年9月に開設された温泉郡農事講習会であった（付表Ⅰ-2参照）。この講習会終了後、11月に受講者の発起により「農事改良進歩を図る」ことを目的として温泉郡農友会が結成されている¹⁾。農友会は、「農事改良進歩を図る」という目的を実現するため、次の5つの事業を行うことを取り決めていた。

「第1項 毎年1回春期若は秋期総会を開くこと。

第2項 每年総集会と同時に農事談話会及び種子交換会を開くこと。

但し、学識経験ある人の参会を請うこと。

第3項 農産物種苗の購求方を斡旋すること。

第4項 各地へ農事視察員を派遣すること。

第5項 農事改良上有益と認むる事項を会員に報告すること。

（温泉郡農友会規則第3条）」²⁾

農友会の会員構成をみると、農事講習会修了生が中心であるが、その他に、名誉会員として郡長、県農会長、郡農会長と並んで農商務省農事試験場四国支場長および愛媛県技師、技手などの農業技術者が名前を連ねている。このような顔ぶれからみて、温泉郡農友会は農事講習会修了者と農業技術者を結びつける役割を果たしていたと考えられる。

温泉郡農友会の設立後、他の郡でも農友会が設立されている。愛媛県農会報から設立が確認できたのは明治33（1900）年5月に周桑郡と伊予郡³⁾、8月に越智郡⁴⁾、12月に喜多郡⁵⁾、そして明治34（1901）年1月に宇摩郡⁶⁾の各郡農友会であった。この間の状況を愛媛県農会報は、次のように報じている。

「愛媛県農会の施設に係る農事短期講習会は、客年5月より本年3月迄の間に於て県下拾武郡拾参ヶ所に於て1回の講習を了り、修得生六百七拾名を出だせり。各郡修得生は屢々記載の如く、各郡農友会を組織し、郡内農事の改良發達を図りつつある。」⁷⁾

そして、明治34（1901）年4月5日に「今回、更に系統的農友会を組織せん」⁸⁾として、愛媛県農友会が結成されたのである。制定された「愛媛県農友会規則」⁹⁾によれば、県農友会は県下12郡の農友会を以て組織され（第3条）、事務所は県農会内に設置された（第2条）のである。会の構成は、一般の会員の他に「農事に功労あるもの又は農事に関し学識経験あるものを本会会議に於て名誉会員に推薦」（第5条）した。県農会長が名誉会長となっていたが、実際の会務は幹事長、幹事、書記が行っていた。県農友会発足時の幹事長には県農会技師 千石興太郎、幹事には県農会技手 白石大蔵と高市百太郎（職名不明）が就任し、書記は高市が兼務していた。このような顔ぶれからみて、愛媛県農友会は県農会の別働隊としての性格を色濃くもっていたと推察される。

農友会の事業として「農産物収穫統計材料調査」と「地方名産物栽培製造調査」があつた。このうち、「農産物収穫統計材料調査」の作業手順をみると、「農友会員は調査の上、郡農友会に報告し、郡農友会は之れを取纏め県農友会に報告し」¹⁰⁾、また、郡農会事務所にも報告することになっていた¹¹⁾。農産物収穫調査のような手間と労力のいる事業を農会に代わって農友会が率先して引き受けているのである。また、この作業手順から、愛媛県農友会は郡農事講習会修了生が直接に郡農友会に組織されおり、県農友会発足の時点では村レベルでの組織化は着手されていなかったことがわかる。

しかし、県農友会が発足した直後の明治34（1901）年4月9日に、東宇和郡多田村において県農事短期講習会修了生23人の発起によって多田村農友会が設立されたことが、県農会報に報じられている。村農友会発会式では、「目下の会員は、本年苗代より可成改良の目的を以て講習会に於て履修したる学理を実地応用し一般の模範となさん」ということが協議され、また、村農会長より「目下会員は各自拾歩以上の試作地を設け、種類若しくは肥料等に就き試験を行い、一般農家に成績を示されん事を望む」という期待が表明され、そのことについても協議し、いずれも会員によって承諾されている¹²⁾。

多田村農友会が設立された後、県農会報には村農友会設立の記事が掲載されている。明治35（1902）年1月から2月にかけて西宇和郡の4ヶ村（千丈村、三瓶村、三島村、双岩村）で郡農事講習会修了生を会員として¹³⁾、同年2月には温泉郡川上村で、村農会の主導のもとで農友会が発足している¹⁴⁾。同年10月には上浮穴郡小田郷農友会と伊予郡北伊予村農友会

が発足している¹⁵⁾。上浮穴郡小田郷農友会とは、小田町、石山村、上三川町、上田渡村、上小田町村という小田郷を構成する町村を範囲とする農友会組織であった。

以上、愛媛県農会報掲載の記事から判断すると、県農友会が発足した明治34（1901）年4月から明治35（1902）年10月迄の間に村レベルでの農友会の設置が進んだことがわかる。

このようにみると、愛媛県では郡農事講習会修了生を会員とする郡農友会がまず組織され、そして県内12郡の郡農友会の連合組織として県農友会が設置されたのである。県農友会の会務は、県農会技師と技手等が中心であった。そのため、県農友会は農会の実行団体としての性格をもっていたとみることができる。また、郡農友会の規則をみると、会員は年額20銭から15銭の会費を負担して加入することになっていた。このようなことからみて、農友会は経済的余裕のある上層農民階層の農業後継者を中心とする農事改良団体であったと考えられる。他方、村を基盤とする農事改良団体として村農友会が設置された。しかし村農友会に関するまとまった資料がないため、全県的に村農友会がどのくらい設立されたかは不明である。また、愛媛県農会報から明治36（1903）年以降の村農友会の動静はほとんど知ることはできないのである。このように、村レベルでの農事改良団体の結成が組織的に行われなかつた理由としてどのようなことが考えられるのであろうか。

第7章で検討した山形県庄内地方の西田川郡では、農事講習会修了生の発起で西田川郡興農会が設立されたが、興農会は各村に支部を結成することを推し進めた。その結果、西田川郡17ヶ町村のうち12ヶ町村に興農会支部が設置されたのである。西田川郡では、村々に在村地主等の上層農民層が広範囲に存在し、彼等のなかに稲の品種改良等の農事改良に積極的に取り組む強い意欲が形成されていた

表8-1 五十町歩以上の大地主（農商務省農務局調査 大正13年）

単位：人（比率）

	大地主数	自作地1町歩以上	所有耕地100町歩以上	農業者数
山形県	124（西田川郡15）	45（36.3）	49（39.5）	83（66.9）
愛媛県	28（温泉郡1）	4（14.3）	8（28.6）	4（14.3）

渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成』（昭和60年7月）柏書房より作成。

表8-1は大正13（1924）年のデータであるが、山形県全体で50町歩以上の大地主が124名存在し、そのうち西田川郡内には15名が存在していた。他方、愛媛県では、50町歩以上の大地主は28名であり、温泉郡内では1名にすぎない。また、1町歩以上の自作地を耕作して

いる大地主は4名にすぎず、大地主の多くは農業以外の職業に就いている。この点で、山形県の大地主の6割以上が農業者であり、3割以上が1町歩以上の自作地を耕作しているのに比べて愛媛県の大地主の農業離れが進んでいることがわかる。

また表8-2、表8-3に示したように、愛媛県は耕地所有規模1町未満の零細規模の農家戸数が約8割を占めており、専業農家に比べて兼業農家の比率が山形県はもちろんのこと全国平均と比べても高かった。そのため、村レベルでは農事改良に積極的に取り組む意欲をもつ上層農民の存在は少数であったと考えられる。それゆえ、農事講習会に参加した中・上層農民は、村を越えて結びつく組織形態にとどまっていたといえよう。しかし、村落内に強力なリーダーシップを發揮する農民層が存在した村では、村落内での農事改良も活発に展開された。以下では、こうした村の一として温泉郡余土村を取り上げ、同村の農事改良団体の活動について考察することにしたい。

表8-2 明治40年代耕地所有規模別農家戸数（耕作に従事していない地主を含む）

	1町未満	1町～3町未満	3町～10町未満	10町以上
山形県				
明治41年	48, 723 (65.2)	16, 586 (22.2)	8, 459 (11.3)	984 (1.3)
明治44年	48, 734 (65.4)	16, 801 (22.5)	7, 922 (10.6)	1, 066 (1.4)
愛媛県				
明治41年	104, 495 (82.0)	16, 328 (12.8)	5, 753 (4.5)	714 (0.6)
明治44年	104, 104 (81.9)	16, 315 (12.8)	5, 971 (4.7)	730 (0.6)
全国				
明治41年	3, 566, 293 (72.2)	925, 930 (18.8)	402, 225 (8.1)	42, 320 (0.9)
明治44年	3, 582, 371 (73.0)	885, 978 (18.1)	394, 061 (8.0)	44, 399 (0.9)

『農務概算』第39号（大正2年1月）のデータより作成。
(「明治後期産業発達史資料325巻」所収)

表8-3 専業・兼業別農家比率、()は戸数

	専業農家	兼業農家	戸数
山形県			
明治36年	47.8 (59, 187)	22.7 (28, 100)	100.0 (123, 719)
明治44年	50.9 (63, 244)	18.4 (22, 854)	100.0 (124, 208)
愛媛県			
明治36年	50.6 (98, 465)	20.5 (39, 847)	100.0 (194, 441)
明治44年	44.1 (87, 069)	25.1 (49, 596)	100.0 (197, 661)
全国			
明治37年	44.9 (3, 776, 798)	19.5 (1, 639, 905)	100.0 (8, 413, 688)
明治44年	39.8 (3, 682, 344)	18.8 (1, 739, 782)	100.0 (9, 245, 253)

全国の明治36年のデータは欠であるため、明治37年のデータを使用した。

『農務概算』第39号（大正2年1月）のデータより作成。
(「明治後期産業発達史資料325巻」所収)

第2節 余土村青年農事実習会と農事講習会

1. 温泉郡農友会の発足と余土村

すでに第1節で考察したように、明治32（1899）年9月に開催された温泉郡農事講習会の修了生が発起人となって、同年10月に温泉郡農友会が設立された。この時に選出された9人の名誉会員のなかに鶴本房五郎¹⁶⁾（県農会理事）と二神精一¹⁷⁾（温泉郡農会副会長）の名前がみられる。この2人は、余土村のリーダー層に属する人物であった。

明治34（1901）年4月に県農会が発足した直後から、愛媛県農会報には農事講習会修了生による村レベルでの農友会の結成が報じられた。しかし、県農会報からは余土村の村農友会発足を伝える記事を確認することはできなかつたし、『余土村誌』等の余土村関連の史資料からも余土村で農友会が発足したことを見ることはできなかつた。余土村では、村独自の村是調査にもとづき、長期的な村づくりという観点から農事改良に取り組んでいたが、農事改良団体についてもそのような観点から育成が図られていたのである。

明治30年代前半、余土村は盲目の村長として知られる森盲天外こと森恒太郎村長¹⁸⁾のもとで村是調査を実施し、明治34（1901）年4月には『愛媛県温泉郡余土村是調査資料』¹⁹⁾を完成させている。この調査資料にもとづいて、「余土村是『将来之仮定』」は次のように述べている。

「農業は我祖先の遺業にして、我村主体の業たり。故に斯業盛んなければ我村榮え、斯業盛んならざれば、我村衰ふ。此れを以て常に斯業の發達に努めざるべからず。是れ我村に於ける自然の要求なり。」²⁰⁾

そして、余土村が取り組むべき実行項目として、「風俗矯正」、「勤儉貯蓄」、「共同購入」、「小作保護」、「土地改良」、「児童保護」、「織物改良」とならんで「青年教育」があげられている²¹⁾。

この「青年教育」の項では、

- 「1. 青年の団結を固くし之れが薫育を為し、以て青年の指導に努む。」
- 「1. 青年には普通農業の科学的知識を与え、之れが実習を為さしめ、以て農業趣味と勤

勉の習慣を養う。

1. 公徳心を發揮せしめ公共の利益を図らしむ。」²²⁾

という実行項目が示されている。

この「青年教育」方針の実行として、明治34（1901）年4月に組織されたのが青年農事実習会であった。この団体は「時に農業上の講話をなし、常に試験田の実習を為さしめ、一には農業上の利益計算をも為さしめ、以て経済思想を養い、農閑副業の作務を習わしめ、夜間又習字読書算術の業を授く」²³⁾ということを目的として組織された。会長は余土村長、評議委員（7名）は普通水利組合会常設委員が充てられた。そして、会員は会長が選定した35名乃至50名の青年であった。このように、青年農事実習会は余土村の指導層によって設置運営された団体であった。青年農事実習会の事業については、「余土村青年農事実習会細則」（全25条）に記されているので、農事改良関係に絞って紹介しておくことにしたい。

「総則

第一条 会員を別けて一大団五小団に編成し、大団に団長副団長各一名を、各小団に一名づつの小団長を置く。

（中略）

第七条 農事の実習を為さしむるには、第一選種、第二苗代、第三整地、第四鋤犁、第五挿央、第六除草、第七害虫駆除、第八肥料、第九排水、第十植物整理、第十一採種、第十二畜産、第十三米麦製法各種にして、其細目の如き担当教師の定むる所に依る。

第八条 実習の目的は高尚の学理研究よりも、寧ろ実地的研究を主要とす。

（中略）

第十八条 一回若しくは二回、農事講習会を開き、専門の教師を聘して農事の講習を為す。

第十九条 毎月一回談話会を開き、会員をして談話又は演説を為さしめお互に知識を交換す。

第廿四条 会員を選抜して、各府県の農事視察を為さしむることあるべし。」²⁴⁾

第18条で示されているように、青年農事実習会の事業として農事講習会の開設が位置づけられているが、具体的にどのように開設されたかは不明である。森恒太郎は、明治36（1903）年ごろの青年農事実習会の活動と青年実習会が村内に及ぼしつつある影響について、次のように記している。

「其の農事実習地として設けたるは3反8畝歩なり。既に米麥の試作を為す。其試作地は

之れを4区に分ち、第1、第2、第4の3区を以て競争模範作をなさしめ、第3区を以て試験区と定め、種類、肥料、除草及び株数の試験を行えり。（中略）而して競争作の如き、各小団の競争は彼等青年をして頗る奮起せしめ、播秧、害虫駆除、成績競争其他競争の如きは頗る好結果にして、此の青年が為す所の作法は各自之れを家に帰りて己が田圃に応用し、他又之に倣う。此の故に、青年会組織以来、頗る村内の農事が一大面目を改めたり。即ち耕犁の著しく進みたること、害虫駆除の觀念確かなりしこと、播秧に定規を用いること、殆ど全般に及て著しき進歩の見るべきあるを示せり。（中略）而して農事上の実習のみに止まらず、予は（森恒太郎一引用者）自ら時々倫理の講話をなし、又（明治）34年1回、35年1回、各々2週間の農事講習会を開き、講師は専門の学士、技師、技手を聘し、以て彼等に農事上の知識を与えるに急なりし。青年中より委員を選び、農事視察として香川県へ2名、伊予南部へ2名を派遣し、彼等未自らの觀察を以て農事の実地批評を為さしめぬ。」²⁵⁾

農事青年実習会の活動が、余土村の農事改良に一定の影響を及ぼしていたことが伺われるるのである。

2. 農事青年実習会から青年会へ

余土村の青年実習会の活動は、明治37（1904）年の日露戦争の勃発によって一時中断されることとなった。日露戦後に、森恒太郎村長は「我が国威の發展と共に、将来、最も注意すべきものは青年教育にあり、若し青年教育を忽諸に附しなば、折角の小学校教育も其効を奏するを得ずして、今日の光輝ある名誉を永く保持する能はずとなし、大に青年教育の必要を説かれたれば」²⁶⁾、村内の有志も共感し、農事実習会を拡張して15才以上35才以下の青年を通常会員とする余土村青年会を設立したのである。発足時の通常会員は312名であった。通常会員の他に賛助会員（本会に功勞あるもの）4名、特別会員（村長、村會議員其他知名の士）31名であった。

青年会は余土村の青年を網羅的に含んだ組織という性格上、青年会の事業にはさまざまな活動が組み込まれたが、青年実習会が行っていた農業教育、農事改良的活動は青年会の事業に引き継がれていた。その一が「農事実習会」である。

「農事実習会は青年会会員中より品行方正、農業に熱心にして他の模範たるべき者十五名を青年会役員会に於て選抜し、之を以て組織す。其目的は農業上の実驗的知識を涵養し、併而農業の趣味を知らしめ喜んで農業に従事するの風趣を養成せんか為めなり。（中略）

其方法は、学堂の側にある実習地田四段余歩の田地に米麦作の栽培をなし、播秧除草施肥の方法、害虫駆除等に至るまで一切之を実習せしむ。これか指揮監督は村内の老農、或は専門の技師に嘱託す。」²⁷⁾

農事講習会の開設も青年会の事業として引き継がれていた。青年農事実習会の時代に、農事講習会がどのように開設されたか不明であるが、青年会の事業として次に示すような農事講習会が開催された。

「講習会は必要の時機と認むる場合之を開く。明治41年度に於ては第2回短期農事講習と信用組合講習とを開催しぬ。農事講習の講師は県立農事試験場、県農会技師に嘱託し、4時間づつ2週間開催し、聽講者は会員にして、72名なりしが、修得証書を授与せしもの54名ありたり。」²⁸⁾

ここに示されているように、青年会は定期的に農事講習会を開設したのではなく、必要に応じて開設していた。明治41（1908）年度の短期農事講習会は、4月2日から15日の期間開催された。講習科目は2科目で、栽培総論は県農事試験場技師岡村正太郎が担当し、肥料論は県農会技師岡田温が担当した。これらの科目は毎日午後3時から5時迄と、午後7時から9時までの時間帯に開講された。この他に、科外として植物生理が4時間開講され、県農事試験場技手村上礼太郎が担当した。

青年会が開設した農事講習会に関する資料として確認できたのは、明治41（1908）年度の第2回短期農事講習のみであるが、表8-4に示したように青年会は県や郡開設の農事講習会に会員を派遣したり、余土村農会と共に農事講習会を開設していた。「稻作改良」、「肥料につきて」、「二化螟虫の水殺法」など稻作栽培上等の農業技術・知識の他に、大正5（1916）年2月の「青年会員農事講習会」では「青年の修養」という青年（農民）の心構えを説く科目もあった。

表8-4

余土村青年会員参加農事講習会

開催年月日・(期間)	講習会の名称	参加者数	講義テーマ、講師等
明治45年 3月12日～15日	高等農事講習会(注1)	余土村民 9人 内青年会員 4人	山崎延吉 愛知県農林学校長
大正3年 1月 4日～10日	特別短期農事講習会(注2)	余土村民 61人 内青年会員 21人	稲作改良其他 岡田温 県農会技師
大正4年 8月26日～28日	農事講習会(県農会主催)		肥料につきて、 岡田温 県農会技師
5年 2月 8日～10日	青年会員農事講習(注3)	12人	青年修養 岡田温 県農会技師 稲作の選種 佐々木 県農事試験場長 二化暝虫の水殺法 矢野 県農事試験場技手
6年 1月24日～28日	温泉郡農会短期農事講習会	45名	畜産、普通農業、蔬菜園芸、 郡農会技師、畜産組合技手、農業学校教諭
7年 2月21日～23日	短期農事講習会	第1日 67名 第2日 71名 第3日 81名	第1日(午前9時～12時) 麦作につきて 県農事試験場長 第2日(午前9時～12時) 稲作につきて 同上 第3日 午前中 同上 午後1時～4時 園芸につきて 農事試験場技手
8月 2日	温泉郡青年講習会	1名	
8年 2月18日～23日	農事講習会	第1日 25名 第2日 30名 第3日 20名 第4日 15名 第5日 27名 第6日 32名	(18～19日) 蔬菜栽培 松山農学校教諭 (20～21日) 畜産 郡畜産組合獣医 (22～23日) 麦栽培 郡農会技手

余土村青年会『大正4年1月 事業録』より作成。

ただし、注1～注3は『愛媛県農会報』121号、pp.19～22、142号、pp.3～4、166号、pp.12～13のデータである。

余土村の青年会は青年農事実習会の活動を引き継ぎ、農事改良団体としての役割を担っていた。明治42(1909)年に余土村を視察した北宇和郡農会技手金子藤一は次のように記している。

「世間青年会なるものは至る處多く見受くるが、余土村の青年会は又特別と思う。専ら村内の米麦作の改良発達を図るを以て目的とし、現在の会員300余名を有す。(中略)他に珍しいのは青年会の実習地である。実習地は彼是1町4反歩ばかりある。此の1町4反歩ばかりの実習地は、青年会員の特殊の者60人ばかりに委任せられて種々の試験や模範耕作をやって居る。此の模範耕作に依りて同地方の稻作が改良せられた功績も亦少なからざる事と思う。」²⁹⁾

青年農事実習会の規定にみられるように、会員の農業技術、知識習得の場として農事講習会が位置づけられていた。この余土村の事例から、農事講習会は農事改良団体発足の契機となったばかりでなく、農事改良団体構成員の継続的な農業技術、知識に係る教育の場としての機能を果たしていたのである。

これまで検討してきたように、愛媛県では明治30年代半ば頃までに農事講習会受講者が講習終了後、農事改良団体に組み入れられる仕組みが全県的につくられていった。農事講習会受講者を農事改良の実践者として組織化する受け皿が用意されたのである。また、余土村のように農事改良に強いリーダーシップを發揮する上層農民層が存在していた村では、余土村の青年実習会のように村独自に農事改良団体を組織していった。農事講習会は、こうした団体員の農業技術・知識にかかる教育と学習の場でもあった。

主に上層農家の農業後継者であった農事講習会受講者の増加は、村落内に一定の影響力をもつ農事改良実行者の増加に結びつくこととなり、現実の農業生産になんらかの効果をもたらしたことが推察されるのである。農事講習会の意義を論じた玉利喜造が説いたように、農事講習会を契機として受講者が中心となって農友会、興農会といった農事改良団体を組織し、農業知識・技術の交換や試作など継続的な農事改良活動を行う集団を形成したことが農業生産の向上に多少なりとも関連があったと考えられるのである。

【註】

- 1) 『愛媛県農会報』第7号（明治32年11月）、p.13.
- 2) 同上。
- 3) 『愛媛県農会報』第15号（明治33年7月）、pp.45～46
- 4) 『愛媛県農会報』第18号（明治33年10月）、p.35.
- 5) 『愛媛県農会報』第23号（明治34年3月）、p.43.
- 6) 『愛媛県農会報』第23号（明治34年3月）、pp.43～44
- 7) 『愛媛県農会報』第25号（明治34年5月）、p.30.
- 8) 同上。
- 9) 同上誌、p.301.

- 10) 同上誌、p.32.
- 11) 同上誌、p.33.
- 12) 同上誌、p.35.
- 13) 『愛媛県農会報』第34号（明治35年2月）、pp.40～41と第35号（明治35年3月）、p.25.
- 14) 『愛媛県農会報』第36号（明治35年4月）、p.44.
- 15) 『愛媛県農会報』第43号（明治35年11月）、pp.36～38.
- 16) 安政6（1859）年～昭和13（1938）年。東余戸村、鶴本多治郎の2男に生まれる。余土村が誕生して温泉郡に編入された明治23（1890）年、31才で村會議員に選ばれている。明治29（1896）年、郡農会、県農会の設立に参画し、自らその委員、理事となり、県下の農業、農会を指導した。明治32（1899）年、余土村農会長に就任、自宅を仮事務所とし、県の農事試験場を誘致し、農業技術改良に力を注いだ（愛媛県文化財保護協会余土支部編『余土出身先覚者功労者の収録』昭和48年、pp.13～14を参考とした）。
- 17) 嘉永2（1849）年～昭和6（1931）年。伊予郡余戸村に生まれる。若くして医者を志し、シーポルトにつきて医学を学んだが、兄貞一郎若逝し、帰郷する。明治維新となると戸長となり、村政を処理した。南画を名草逸峰に学び、一生南画をかく。（同上『余土出身先覚者功労者の収録』、pp.7～8を参考とした）。
- 18) 元治3（1864）年～昭和9（1933）年。余戸庄村屋、森謙蔵の長男に生まれる。生後3ヶ月、父が大庄屋になるに伴い、後を継いで庄屋となる。明治13（1880）年、上京し早稲田専門学校に学ぶ。明治23（1890）年、27才で県議員に当選する。しかし、明治29（1896）年、33歳の時両眼失明する。明治31（1898）年2月、余土村長に就任し、明治40（1907）年12月退職するまで、約10年間村政に取り組んだ。この間、村是調査を実施し、余土村のとるべき方針を確立した。後に（明治43年）、内務省より模範村として表彰される基礎をきづいた。（同上『余土出身先覚者功労者の収録』、pp.9～10を参考とした）。
- 19) 盲天外 森恒太郎『町村是調査指針』丁未出版社、明治42（1909）年に収録されている。
- 20) 同上書、p.237.
- 21) 同上書、pp.237～240.
- 22) 同上書、p.239.

- 23) 同上書、p.263.
- 24) 同上書、pp.265～268.
- 25) 同上書、p.281.
- 26) 『余土村事跡一班』明治44（1911）年、p.39.
- 27) 同上書、p.47.
- 28) 同上書、p.45.
- 29) 『愛媛県農会報』第93号（明治42年12月）、p.45.